定期監査の結果に関する報告について（平成２５年度第３回）

地方自治法第１９９条第４項の規定により定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。
監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、廣瀬義積前監査委員が実施しました。

平成２６年６月２５日

四街道市監査委員　勝　山　　　信
同　　　　　井戸川　員　三
同　　　　　阿　部　治　夫

平　成　２５　年　度

監　査　報　告　書

（第　３　回）

定　期　監　査

水道事業センター

四街道市監査委員

1　監査の範囲

平成２５年４月１日から平成２５年１２月３１日までに執行された財務に関する事務の執行等

2　監査の対象

水道事業センター

3　監査の実施期間

平成２６年１月２０日から平成２６年１月２９日

4　監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

5　監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、地方公営企業法の改正に遺漏なきよう努められたい。